

## 職業訓練指導員免許の取得方法

**1 次のいずれかに該当する方は、都道府県知事への申請により、職業訓練指導員免許の交付を受けることが可能です。**

- (1) 職業能力開発総合大学校の指導員訓練の長期課程を修了した方
- (2) 職業能力開発総合大学校の指導員訓練の専門課程を修了した方
- (3) 免許職種に関する学科<sup>\*1</sup>を修めた方で、高等学校の教員免許状<sup>\*2</sup>を有する方

※1 免許職種に関する学科

職業訓練指導員免許の職種ごとに、必要となる学科が職業能力開発促進法施行規則別表第11に定められています。

※2 高等学校の教員免許状

看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉又は福祉実習の高等学校の教員の普通免許状をいいます。

**2 次のいずれかに該当する方は、職業訓練指導員試験に合格すれば、都道府県知事への申請により職業訓練指導員免許の交付を受けることが可能です。**

(三重県では職業訓練指導員試験は実施していませんのでご了承ください。他の都道府県で受験し合格された場合でも、職業訓練指導員免許を三重県に申請いただけます。)

受験資格（主なもの）		実務経験 年 数	免除の範囲			
			実 技	学 科		
				基礎 学科	専攻 学科	指導 方法
学 校 教 育	●大学卒業	1年以上		○	○	
	●短期大学卒業	2年以上				
	●高等専門学校卒業	2年以上		○	○	
	●職業課程の高等学校卒業	3年以上				
	普通課程の高等学校以上の卒業 中学校卒業（実務のみの経験者）	5年以上 8年以上				
職 業 訓 練	長期課程の指導員訓練修了	1年以上				
	●応用課程の高度職業訓練修了	0年		○	○	
	●専門課程の高度職業訓練修了	1年以上		○	○	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年以上				
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年以上				
●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3年以上					

受験資格（主なもの）		実務経験 年 数	免除の範囲			
			実 技	学 科		
				基礎 学科	専攻 学科	指導 方法
厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3年以上				
	●専門課程（3年）の専修学校卒業	2年以上				
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校又は各種学校（2年）卒業	4年以上				
	●高等課程若しくは一般課程（3年）の専修学校又は各種学校（3年）卒業	3年以上				
免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験の合格者		—	○			
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験の合格者		—		○	○	
免許職種に関し技能検定1級又は単一等級合格者（バルコニー施行、電子回路接続は除く）		—	○	○		
免許職種に関し技能検定2級合格者		—	○			
他職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者		—			○	
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者		—		○		
免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者		—		○		
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法の合格者		—			○	

（注1）●印は、免許職種に関する学科を履修していることが必要です。

（注2）○印は、免除される範囲です。

**3 次のいずれかに該当する方は、厚生労働大臣の指定する講習（以下「48時間講習\*」という。）を修了したのち、都道府県知事への申請により職業訓練指導員免許の交付を受けることが可能です。**

※48時間講習

48時間講習は、三重県職業能力開発協会が実施しています。

- ・1級または単一等級技能検定の合格者
- ・学校教育法による大学の関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・学校教育法による短期大学または高等専門学校に関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し4年以上の実務の経験を有する者

- ・応用課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務経験を有する者
- ・専門課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該職種に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・専門課程の養成訓練の修了者でその後当該職種に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・普通課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該職種に関し6年以上の実務経験を有する者
- ・普通課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し7年以上の実務経験を有する者
- ・短期課程の普通職業訓練（旧法の職業転換課程の能力再開発訓練を含む。）700時間以上の修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務経験を有する者
- ・専修訓練過程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務経験を有する者
- ・外国の学校であって学校教育法による大学と同等以上と認められるものにおいて、関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し2年以上の実務経験を有する者
- ・旧法の認定職業訓練（3年）または技能者養成の修了者で、その後当該職種に関し7年以上の実務経験を有する者
- ・学校教育法による高等学校の関連学科を修めて卒業した者で、その後当該職種に関し7年以上の実務経験を有する者
- ・旧法の職業訓練（2年・3600時間）、旧法の認定職業訓練（2年）修了者で、その後当該職種に関し8年以上の実務経験を有する者
- ・旧法の職業訓練（1年・1800時間）、または公共職業補導所の職業補導（1年・1824時間）の修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務経験を有する者。
- ・旧法施行前の失業保険法の職業訓練（1年・1824時間）の修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務経験を有する者
- ・昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の技能照査合格者で、その後当該職種に関し3年以上の実務経験を有する者
- ・昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し4年以上の実務経験を有する者
- ・昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者で、その後当該職種に関し6年以上の実務経験を有する者
- ・昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し7年以上の実務経験を有する者
- ・昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練修了者で、その後当該職種に関し10年以上の実務経験を有する者
- ・厚生労働省職業能力開発局長が、前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者